

鈴鹿市建設業者格付発注基準について(お知らせ)

1 格付の方法及び基準について

- (1) 格付の方法については、経営事項審査の総合評定値(客観点数)、工事成績評点及び技術者数(主観点数)を用いて格付しています。
- (2) 工事成績評点の格付けへの反映は、鈴鹿市が発注する工事で、対象期間に完成、検査引き渡しをした設計金額130万円を超える工事を対象とし、種別毎の工事成績の平均点(小数点以下切り捨て)に応じて、以下の表に掲げる点数を加算します。
対象期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日とします。

工事成績		点数
以上	未満	
0	50	-20
50	55	-15
55	60	-10
60	65	-5
65	70	0

工事成績		点数
以上	未満	
70	75	5
75	80	10
80	85	20
85	90	30
90	95	40
95	100	50

- (3) 資格(指名)停止を受けた月数を5倍した点数を減算します。
対象期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日とします。
- (4) 市内業者については、土木一式工事をAからDまでの4等級に(A等級のみA1・A2に格付)、建築一式工事及び舗装工事はAからCまでの3等級に格付します。
- (5) 支店業者については、土木一式工事をAからBまでの2等級に(A等級のみA1・A2に格付)、建築一式工事及び舗装工事はAからBまでの2等級に格付します。
(鈴鹿市内にある支店であればすべての業者を格付するわけではありません。新規に支店業者を格付する場合は、等級別評点が市内本店のA等級の範囲に入っている等の基準があります。)
- (6) 新規に格付する場合は、最下位に格付をします。
- (7) 格付の基準については、次のとおりとします。(等級別評点は経審の総合評定値に工事成績を加点減点したものです。)

【土木工事】

等級	業者数
A1	11
A2	14
B	26
C	31
D	60
合計	142

〔市内本店業者〕

等級別評点	業者数
950点 以上	9
900点 以上 950 点未満	14
730点 以上 900 点未満	31
650 点以上 730 点未満	26
650 点未満	60
合計	140

〔市内支店業者〕

等級別評点	業者数
1,000点 以上	2
合計	2

【建築工事】

等級	業者数
A	12
B	15
C	23
合計	50

〔市内本店業者〕

等級別評点	業者数
800点 以上	11
670点 以上 800 点未満	18
670 点未満	19
合計	48

〔市内支店業者〕

等級別評点	業者数
860点 以上	2
合計	2

【舗装工事】

等級	業者数
A	27
B	28
C	68
合計	123

〔市内本店業者〕

等級別評点	業者数
800点 以上	27
680点 以上 800 点未満	27
680 点未満	67
合計	121

〔市内支店業者〕

等級別評点	業者数
1,000点 以上	2
合計	2

※ただし、次の要件に該当する場合は、評点と等級が一致しませんので、ご注意ください。

- ・特定建設業の許可を受けていない者は、最上位等級に格付しません。
- ・鈴鹿市の定めた技術者数及び技術者実績を満たしていない場合は、評点に応じた格付はしません。
- ・前回格付した等級より2等級上位には格付しません。
- ・前1か年において地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当した者は、当該等級より1等級下位へ格付します。
- ・前1か年において資格停止措置を受けた者は、前回格付した等級より上位には格付しません。
また、前1か年において2回以上資格停止措置を受けた者は当該等級より1等級下位へ格付します。
- ・入札参加資格者名簿の随時受付時に格付した者は最下位等級に格付します。

2 発注基準について

- ・鈴鹿市建設業者格付要綱により格付された建設業者に対する発注基準は、次の表のとおりとします。

【設計金額】

	土木工事	建築工事	舗装工事
A	A1 3,000万円以上 (支店Aは30,000万円以上)	1,500万円以上 (支店Aは15,000万円以上)	500万円以上 (支店Aは3,000万円以上)
	A2 2,000万円以上 15,000万円未満		
B	500万円以上3,000万円未満	200万円以上4,000万円未満	200万円以上1,500万円未満
C	130万円を超え1,000万円未満	130万円を超え1,500万円未満	130万円を超え500万円未満
D	130万円を超え500万円未満		

- ・設計金額は、消費税及び地方消費税を含む額とします。
- ・土木工事・建築工事・舗装工事とも130万円以下の工事については、全等級の業者を選定の対象とします。

3 格付の有効期限について

格付を行うのは原則毎年とし、その有効期間は、格付を施行した日から次回格付の施行する日の前日までの期間とします。(格付の有効期間中に格付要綱第3条の要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生した時点をもって格付を無効とします。)